

令和 7 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算等審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項、同法第 2 4 1 条第 5 項及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算、基金運用状況及び健全化判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 7 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算、基金運用状況及び健全化判断比率

2 審査期日

令和 8 年 7 月 2 2 日（水）・2 3 日（木）・2 4 日（金）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類（基金の運用状況を示す書類を含む）は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、基金の運用状況とも正確で、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額 1 7 5 億 4, 8 8 9 万 2 2 6 円、歳出総額 1 7 1 億 5, 7 3 6 万 4 7 5 円で、歳入歳出差引残額 3 億 9, 1 5 2 万 9, 7 5 1 円である。

なお、本年度は繰越明許費繰越額が 2, 1 3 4 万 3, 0 0 0 円生じたため、実質収支額は 3 億 7, 0 1 8 万 6, 7 5 1 円となる。

歳入の状況は、収入済額 1 7 5 億 4, 8 8 9 万 2 2 6 円を前年度と比較すると 4. 9 6 %、金額にして 8 億 2, 9 1 6 万 2, 1 5 8 円の増であり、調定額 1 7 7 億 6, 4 5 3 万 5, 6 2 3 円に対する収入率は、9 8. 7 9 %である。

収入済額全体の 4 3. 2 4 %を占める町税の収納率は 9 7. 3 0 %で、前

年度の 97.46%より 0.16ポイントの減である。

町税の不納欠損額は 1,012万6,636円で、前年度と比較すると 14.29%の減である。今後も、滞納者に対しては、税負担の公平性の確保から適正な滞納処分を行うとともに、滞納者の発生防止に努められたい。

また、収入未済額は 2億76万1,865円で、前年度と比較すると 20.70%の増である。町税は、町の大きな財源であるため、今後も積極的な納税指導や口座振替の推進等で納税環境をさらに強化し、収入未済の解消に向け、なお一層の努力を望む。

歳出の状況は、支出済額 171億5,736万475円を前年度と比較すると 5.45%、金額にして 8億8,620万5,159円の増である。本年度の予算現額に対する執行率は 96.04%で、翌年度繰越額が 2億4,802万8,000円生じたので、不用額は 4億5,965万3,525円である。

決算額に占める主な科目の割合と事業内容は、民生費が全体の 38.97%を占め、社会福祉費では、心身障害者福祉手当、介護給付費・訓練等給付費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金、定額減税補足給付金給付費、多世代交流センター指定管理者委託料、児童福祉費では、保育園児童運営委託料、町立保育園 2 園の指定管理者委託料及び児童手当等が主なものである。

次に総務費が 15.52%を占め、総務管理費では、給料、職員手当等、共済費の人件費及び各基金積立金等が主なものである。

次に土木費が 13.76%を占め、道路橋りょう費では、道路維持補修等委託料、舗装工事、交通安全施設等設置工事及び町道 3 号線無電柱化事業委託料、都市計画費では、殿ヶ谷土地地区画整理組合助成金、駅西土地地区画整理事業特別会計繰出金、下水道事業会計負担金及び出資金等が主なものである。

次に、教育費が 13.20%を占め、教育総務費では、羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金、小学校費及び中学校費では、GIGAスクール構想に伴う教育用コンピューター借上料及び体育館空調設備設置工事、社会教育費では、郷土資料館指定管理者委託料、耕心館指定管理者委託料及び瑞穂ビューパーク競技場用地取得等が主なものである。

次に衛生費が 9.78%を占め、保健衛生費では、福生病院企業団への運営及び建設負担金、清掃費では、西多摩衛生組合分賦金、地区別ごみ収集委託料及びリサイクルプラザ運転業務委託料等が主なものである。

以下、消防費 4.42%、公債費 1.42%、農林水産業費 1.35%の順である。

以上が決算の概要であるが、本年度の決算は、財源の確保が厳しい財政状況の中、健全財政を維持し、事業の推進にあたっては、合理的かつ効率的な行財政運営が行われたものと認められる。

令和7年度を振り返ると、国外の社会情勢が不安定な中、円安をはじめ、物価や原材料費の上昇、燃料費の高騰等により国内の社会経済は大きな影響を受け、国民生活にも深刻な影響を及ぼした。瑞穂町では、第5次瑞穂町長期総合計画後期基本計画を令和8年3月に策定した。計画の各施策のうち多摩都市モノレール延伸を見据え、延伸とかかわる重点施策かつ分野横断的に取り組む施策をモノレールマークとして新たに示している。計画策定後には、町長タウンミーティング「町長と語ろう 今後5年のまちづくり」を開催し、後期基本計画の施策等の説明や町長との意見交換を行い、町政に関する理解促進等を図った。今後も社会経済情勢や町民意識の変化を十分に踏まえ、後期基本計画に沿った町政運営を行い、将来都市像の実現に向けた各種施策を着実に遂行することを期待する。

主な事業を概観すると、令和4年8月から大規模改修事業を実施していた瑞穂町高齢者福祉センター「寿楽」が、令和7年5月に瑞穂町多世代交流センターMIZCULとして開所した。高齢者福祉センターの機能を残しつつ、多世代の方が利用できる貸室やパブリックスペースに第五小学童保育クラブを併設するとともに、多世代の交流を目的とした事業に取り組んでいる。多世代交流の推進及び地域コミュニティの活性化を図るとともに、児童の健全育成及び高齢者の生きがいづくりを含む町民の福祉の向上及び健康の増進を今後も一層推進されたい。

令和8年1月に瑞穂第一小学校及び第四小学校の体育館空調設備設置工事が完了し、同年3月に瑞穂第二小学校、第三小学校、第五小学校及び瑞穂中学校の同工事が完了した。熱中症による救急搬送者数が高い水準で推移している中、熱中症リスクを軽減し、児童・生徒の安全を確保するとともに、災害時における地域の避難所としての機能強化を図ったことは評価したい。

通学路などに設置した防犯カメラ53台を通信機能が備わったカメラに更新するとともに、遠隔操作できる可動式カメラ1台を残堀川沿いに導入した。さらに、防犯対策緊急補助事業として、侵入窃盗などの犯罪を未然に防止するために住宅に対して行った防犯対策費用の一部を補助することで、地域の防犯対策の充実につなげた。また、石畑防災広場拡張整備工事を完了し、防災活動拠点の強化を図った。今後さらに環境にやさしい安全・安心なまちとなることを期待する。

住生活にかかわる課題解決に向けた目標を設定し、住宅施策を総合的かつ計画的に展開するための指針となる瑞穂町住宅マスタープラン及び空家等対策計画を令和8年3月に策定した。人口減少や少子高齢化が進む中であっても、住まいに対するニーズは多様化しており、住環境の魅力を高めることは

町の持続的な発展にとって不可欠である。また、全国的に増加している空き家に対して適切な管理がなされないと、町民の暮らしに深刻な影響を及ぼすことから、両計画が密接に連携し、相乗効果を生かしたより効果的なまちづくりに努められたい。

令和7年11月に多摩都市モノレール延伸の事業認可がされる等、着実に事業が進む中で、町でもさまざまな啓発事業や交通施策を実施した。令和7年1月のみずほ小・中学生議会で小学5年生（当時）から提案のあった多摩都市モノレール車体への「まちの魅力」ラッピング事業に武蔵村山市と共同で取り組んだ。実施するにあたり、クラウドファンディングで約170万円の寄附金を集め、令和7年12月から多摩都市モノレールの車体に子どもたちが描いた絵を掲載した。また、令和8年2月に実施した自動運転バス実証実験運行より、自動運転バスに子どもたちが描いた絵をラッピングしている。さらに3月からは、自動運転レベル2による定常運行を開始している。町内外のより多くの方に町の魅力を発信することで町の認知度を高め、多摩都市モノレール延伸を契機としたまちづくりを円滑に推進することを期待する。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率に関する資料提出を7月16日に受けたため、7月24日の決算審査終了後、健全化判断比率とその算定基礎事項について審査をした結果、各指標の算出基礎資料は適正に作成され、算出過程にも誤りがなく、全ての指標を分析した結果、健全な財政運営が行われたものと認められる。

今後も、社会経済情勢や行政需要の変化に的確に対応されたい。また、公共施設個別施設計画に基づいた適正かつ計画的な公共施設の維持管理及び運営に努めることを求める。

引き続き町民の期待と信頼に応えられる健全な行財政運営の推進を望む。

令和8年8月3日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫

令和 7 年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 7 年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 7 年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 8 年 7 月 2 2 日（水）・2 3 日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度末における国民健康保険への加入状況は、4, 4 6 6 世帯、被保険者 6, 6 2 6 人で前年度と比較すると 1 0 4 世帯の減、被保険者は 2 7 4 人の減である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額 3 6 億 5, 5 0 6 万 8, 2 1 5 円、歳出総額 3 6 億 4, 9 3 9 万 6, 2 8 8 円で、歳入歳出差引残額 5 6 7 万 1, 9 2 7 円である。

歳入の状況は、収入済額 3 6 億 5, 5 0 6 万 8, 2 1 5 円を前年度と比較すると 0. 6 9 % の増であり、調定額に対する収入率は 9 5. 7 6 % である。

収入全体の 1 7. 4 8 % を占める国民健康保険税の収納率は調定額の 7 9. 8 2 % である。

国民健康保険税における不納欠損額は 8 0 2 万 3, 6 2 9 円で、前年度と比較すると 2 0. 8 6 % の減であり、収入未済額は 1 億 5, 4 5 3 万 7, 3 2 4 円で、前年度と比較すると 1 8. 7 1 % の増である。

その他の収入は、都支出金 6 9. 6 4 %、一般会計からの繰入金 1 0. 9

1 %が主なものである。

歳出の状況は、支出済額36億4,939万6,288円を前年度と比較すると1.80%の増であり、予算現額に対し98.42%の執行率である。

支出の主なものは、全体の67.10%を占める保険給付費の、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費及び一般被保険者高額療養費で、その他に29.54%を占める国民健康保険事業費納付金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、適切に事業が遂行されたと認められる。

都とともに、財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化を推進し、今後も持続可能な医療保険制度の構築に取り組まれることを望む。

令和8年8月3日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫

令和 7 年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業 特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、令和 7 年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 7 年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 8 年 7 月 23 日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は、決算書で示すように、歳入総額 7 億 9,959 万 2,978 円、歳出総額 7 億 9,801 万 8,118 円で、歳入歳出差引残額 157 万 4,860 円である。

歳入の状況は、収入済額 7 億 9,959 万 2,978 円を前年度と比較すると 31.68% の増であり、調定額に対し 100% の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の 71.77% を占める一般会計からの繰入金、20.89% を占める町債及び 4.15% を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額 7 億 9,801 万 8,118 円を前年度と比較すると 39.00% の増であり、予算現額に対し 99.81% の執行率である。

支出の主なものは、55.64% を占める総務費で都市づくり公社委託料、44.36% を占める公債費で起債元金償還金及び起債利子償還金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な土地区画整理事業運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、適正な経営により、町民の期待と信頼に応えられるよう早期の完成に向け、土地区画整理事業の運営に、なお一層努力されることを望む。

令和 8 年 8 月 3 日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫

令和 7 年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 7 年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 7 年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 8 年 7 月 2 3 日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度末における介護保険の第 1 号被保険者数は 9, 4 9 3 人、認定者数は 1, 6 9 8 人で認定率 1 7. 8 9 % となっている。また、介護保険料の収納率は、9 8. 0 2 % である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額 3 0 億 5, 4 8 4 万 7, 4 6 3 円、歳出総額 3 0 億 1 6 0 万 3, 6 7 7 円で、歳入歳出差引残額 5, 3 2 4 万 3, 7 8 6 円である。

歳入の状況は、収入済額 3 0 億 5, 4 8 4 万 7, 4 6 3 円を前年度と比較すると 5. 3 5 % の増であり、調定額に対し 9 9. 5 4 % の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の 2 5. 0 6 % を占める支払基金交付金、2 2. 7 2 % を占める保険料、2 0. 6 6 % の国庫支出金、1 6. 9 8 % の繰入金及び 1 4. 5 2 % の都支出金である。

保険料における不納欠損額は 3 6 9 万 1 0 0 円で、前年度と比較すると 3. 7 9 % の増であり、収入未済額は 1, 1 6 6 万 4, 4 0 0 円で、前年度と比較すると 8. 7 0 % の増である。

歳出の状況は、支出済額 30 億 160 万 3,677 円を前年度と比較すると 3.55% の増であり、予算現額に対し 97.67% の執行率である。

支出の主なものは、90.90% を占める保険給付費で、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス給付費及び特定入所者介護サービス費である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な介護保険運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意されるとともに、国・都との連携をさらに深め介護保険運営のために、なお一層の努力を望む。

令和 8 年 8 月 3 日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫

令和 7 年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 7 年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 7 年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 8 年 7 月 2 2 日（水）・2 3 日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度末における後期高齢者医療制度の被保険者数は 5, 5 1 7 人である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額 1 0 億 2, 6 1 2 万 1 6 7 円、歳出総額 1 0 億 1, 8 1 6 万 5, 9 8 7 円で、歳入歳出差引残額 7 9 5 万 4, 1 8 0 円である。

歳入の状況は、収入済額 1 0 億 2, 6 1 2 万 1 6 7 円を前年度と比較すると 5. 9 1 % の増であり、調定額に対し 9 9. 4 8 % の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の 5 0. 5 7 % を占める保険料、4 3. 9 4 % を占める一般会計からの繰入金である。

後期高齢者医療保険料における不納欠損額は 1 0 0 万 8 0 0 円で、前年度と比較すると 3 7. 9 3 % の減である。収入未済額は 4 7 7 万 8, 5 0 0 円で、前年度と比較すると 2 2. 7 3 % の増である。

歳出の状況は、支出済額 1 0 億 1, 8 1 6 万 5, 9 8 7 円を前年度と比較すると 6. 3 1 % の増であり、予算現額に対し 9 9. 8 3 % の執行率である。

支出の主なものは、支出総額の 9 4. 3 7 % を占める広域連合負担金であ

る。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な後期高齢者医療運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意されるとともに、国・都との連携をさらに深め後期高齢者医療運営のために、なお一層の努力を望む。

令和8年8月3日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫

令和 7 年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 7 年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 7 年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 8 年 7 月 2 2 日（水）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額 4 1 8 万 3 , 0 2 3 円、歳出総額 3 7 1 万 6 8 6 円で、歳入歳出差引残額 4 7 万 2 , 3 3 7 円である。

歳入の状況は、収入済額 4 1 8 万 3 , 0 2 3 円で調定額の 1 0 0 % の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の 8 2 . 7 2 % を占める基金繰入金、1 3 . 2 1 % を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額 3 7 1 万 6 8 6 円で予算現額に対し 8 8 . 7 1 % の執行率である。

支出の主なものは、6 8 . 0 9 % を占める諸支出金で一般会計繰出金、3 1 . 9 1 % を占める総務費では、主に管理会運営費及び殿ヶ谷財産区基金積立金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努

力を望む。

令和 8 年 8 月 3 日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫

令和 7 年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 7 年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 7 年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 8 年 7 月 2 2 日（水）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額 1, 7 2 1 万 2, 9 0 3 円、歳出総額 1, 4 7 1 万 4, 1 2 1 円で、歳入歳出差引残額 2 4 9 万 8, 7 8 2 円である。

歳入の状況は、収入済額 1, 7 2 1 万 2, 9 0 3 円で調定額に対する 9 9. 9 9 % の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の 5 9. 3 2 % を占める基金繰入金、2 6. 4 4 % を占める財産運用収入及び 1 3. 6 1 % を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額 1, 4 7 1 万 4, 1 2 1 円で予算現額に対し 8 4. 0 3 % の執行率である。

支出の主なものは、7 0. 2 2 % を占める総務費で、主に管理等委託料及び石畑財産区基金積立金、2 9. 7 8 % を占める諸支出金では一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努力を望む。

令和8年8月3日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫

令和 7 年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 7 年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 7 年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 8 年 7 月 2 2 日（水）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額 8 5 0 万 2 , 0 8 9 円、歳出総額 7 2 6 万 4 , 2 1 0 円で、歳入歳出差引残額 1 2 3 万 7 , 8 7 9 円である。

歳入の状況は、収入済額 8 5 0 万 2 , 0 8 9 円で調定額に対し 1 0 0 % の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の 6 3 . 3 6 % を占める基金繰入金、2 4 . 1 5 % を占める財産収入及び 1 2 . 4 4 % を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額 7 2 6 万 4 , 2 1 0 円で予算現額に対し 8 5 . 4 7 % の執行率である。

支出の主なものは、6 6 . 2 7 % を占める諸支出金で一般会計繰出金、3 3 . 7 3 % を占める総務費では、管理等委託料及び箱根ヶ崎財産区基金積立金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努力を望む。

令和8年8月3日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫

令和 7 年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 7 年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 7 年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 8 年 7 月 2 2 日（水）

3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額 9 8 万 1 6 4 円、歳出総額 7 1 万 1, 3 9 4 円で、歳入歳出差引残額 2 6 万 8, 7 7 0 円である。

歳入の状況は、収入済額 9 8 万 1 6 4 円で調定額に対し 1 0 0 % の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の 7 0 . 7 0 % を占める基金繰入金、2 8 . 0 2 % を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額 7 1 万 1, 3 9 4 円で予算現額に対し 7 2 . 5 2 % の執行率である。

支出の主なものは、7 9 . 9 0 % を占める総務費で、委員報酬、管理等委託料及び長岡財産区基金積立金、2 0 . 1 0 % を占める諸支出金では、一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努

力を望む。

令和 8 年 8 月 3 日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫